



しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の力で拓く新時代～ 今年度から長野県総合5か年計画がスタートしています

政策推進の6つの基本方針のひとつとして、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」をめざします。県民が互いを尊重しつつ支え合うことで、誰もがいきいきと暮らし、能力を最大限に発揮できる長野県をめざします。

国際化や情報化、高齢化の進展など社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化していきます。このため、人権啓発活動に取り組み、個性や多様性を尊重する社会づくりを進めます。

人権に関連する主な施策

- 道徳の授業などにおいて、多面的・多角的に考え議論する手法を導入し、児童生徒の人権意識を醸成
- いじめ問題を克服し、子どもたちが安心して学習などに取り組めるよう、相談支援体制を充実
- 同和問題などの解消に向け、人権啓発、人権教育、相談活動を実施するとともに、県民が自ら取り組む活動を支援
- LGBTなど性的少数者に対する理解を促進
- 外国籍県民等が、日本の生活に必要な知識や母国語・母国文化を習得するため、学びの機会の確保を支援するとともに、情報ツールの多言語化などにより必要な情報にアクセスしやすい環境を整備

<特集 外国人の人権>

国籍や言語、宗教、文化等の違いを尊重し合い、ともに生きる社会をめざして

外国人の観光客及び労働者が急激に増えてきていることを身近な暮らしの中で実感されている方も多いと思います。県内には121の国と地域、約3万5千人の外国籍の方が住んでいます。(2018年12月末現在 長野県国際課調べ)社会情勢から今後増加は続いていくことでしょう。

外国籍の方々をあたたく受け入れるために、言語、宗教、文化等の違いを互いに尊重し合い、多様な個性を活かし合うことでより豊かな社会にしていくことが一層求められます。そのために、わたしたちができることをいっしょに考えていきましょう。



「ふれあう」息を合わせ、心を通わせることで、「ことば」の壁をなくすことができます。
 「長野美術専門学校生作品
 人権ポスターデザインプロジェクト」

I.在留外国人との関わり

～課題とより良いつながりのための提案～

在留外国人は、どのような暮らしにくさを感じているのでしょうか。

■外国人住民が日本社会で感じていること

- 日本の基本的な生活のルールをもっと知りたい
- 子どもの学校でのことを気軽に相談したい
- 災害時の情報伝達方法などの不安
- 年金、保険、税金などの制度がわからない
- 仕事での身分や待遇の格差 他

(平成27年3月長野県多文化共生推進指針
策定に係る意見交換会より)

互いに理解し合い関わりを深めるために

言葉や文化・習慣の違いから生まれる誤解、行き違いは依然としてあります。だからこそ共通の生活基盤である地域の果たす役割が大きいと言えます。私たちにできることを考えてみましょう。

1.顔が見える関係をつくる

(1)まずはあいさつから

日本語でよいので「おはようございます」「こんにちは」とこちらから声をかけましょう。あいさつがお互いの心をつなぎます。

(2)守ってほしいことはきちんと説明する

暮らしのルールは、説明の仕方を工夫しましょう。ごみの分別など複雑なものは、説明書の絵を見せながら話すとよいですね。(次ページ「やさしい日本語のすすめ」参照)

(3)困りごとの相談をサポートする

相談窓口にたどり着くことさえ大変です。まずは、近くの相談窓口までつながりましょう。

2.地域の活動に接点をつくる

レクリエーションや地域清掃などの自治活動を共にすることはお互いの信頼感や安心感につ

そうだ、「公民館」へ行こう！（多文化共生の取組事例【上田市】）

ベトナム人技能実習生のロアンさんとハンさんは、言葉もわからず仕事とアパートとを往復するだけの日々で悩む中、同郷の先輩のアドバイスでボランティア活動への参加を思い立ち、地域の公民館の窓口相談したところ、隣接する小学校の教育支援ボランティア団体を紹介されます。メンバーは地域住民。空き教室を利用したボランティアの拠点には、休み時間になると子どもたちが思い思いに訪れメンバーを交えて遊びます。公民館職員もスタッフとして運営に関わり、ロアンさん、ハンさんも一緒に遊び、笑顔で言葉を交わします。メンバーとは活動を通じてコミュニケーションを深め、今では家族のような安心感があります。



学校で子どもたちと遊ぶロアンさんとハンさん

「海外からの実習生が地域との関わりを求めたとき、まず公民館からだった」

暮らしのルールだけでなくコミュニケーション上の様々な悩みに寄り添い、地域や行政とをつなぐ窓口として地域情報や人脈、ネットワーク作りのノウハウを持つ公民館が大切なより所となることに改めて気づきます。

上田市は「多文化共生推進協会」を設置し、日本語学習支援はもちろん各種イベントへの外国人の参加をすすめるなど様々な事業や支援を行っています。危機管理防災課と公民館がタイアップしたワークショップ「世界とつながる防災講座」では、食や音楽などの多文化交流も交え楽しみながら一緒に防災を考え合う場として多言語で説明したチラシも作成して呼びかけ、外国籍の人も大勢参加しています。

ながります。自治会等の地区の役員さんやご近所の方の働きかけも大事です。繋がりを持つことで、災害時の情報提供や行政サービスをスムーズに受けられることが多いことから、外国籍の人にもメリットがあります。文化や習慣について知らないために起きるトラブルも、理解が進むことで解消されることが多くあります。言葉が上手く伝わらなくても、相手を思う親切な気持ちは伝わります。良好な関係はそうしたところから生まれます。

II.外国人労働者への対応

長野県内では、約1万8千人（※平成30年10月末現在、以下同じ。）の外国人労働者が働いています。

1.外国人労働者の現状

(1) さまざまな立場の外国人労働者

長野県内の「外国人労働者」の状況

身分に基づく在留資格 (永住者、日本人の配偶者等)	48.1%
技能実習	35.5%
専門的・技術分野の在留資格	8.4%
資格外活動 (留学生のアルバイトなど)	6.5%

(長野県における「外国人雇用状況」の届出状況
長野労働局より)

(2) 技能実習生の人権

外国人労働者の中で、もっとも人権に関するトラブルが多いのが、技能実習生です。技能実習制度は、平成5年に、開発途上国に日本の技能や知識を伝える国際貢献を目的に始まりました。平成29年11月に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、実習実施者は技能実習生の保護について技能実習を行わせる者としての責任を自覚し、環境の整備に努めることとされています。そして平成31年4月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行されることとなり、新たな在留資格創設により外国人労働者

は、さらに増えていくことが予想されます。

しかしながら、残業代の不払いや、携帯電話を持つことを禁止し、パスポートも会社に預けさせるなど、人権に関するトラブルにつながるような実態も、新聞等で報じられています。

2.外国人労働者とどう向き合うか

同じ職場で働く外国人を、単なる労働力として見るのではなく、自分と同じように大切な家族を持ち、感情を持つ人として接することが一番大切なことです。

インクルーシブな(包み込む)職場へ

外国人を雇わない傾向があった日本の職場でも、今や外国人は重要な労働力であり、ともに働く職場へと変化しています。しかし、実際にはまだ日本人と外国人の間には、目に見えない壁が存在することもあります。より良い職場とは、外国人と日本人が相互に働きかけ、助け合いながら仕事ができる職場です。そのような職場を「インクルーシブな(包み込む)職場」と呼びます。

「やさしい日本語」のすすめ

「やさしい日本語」とは、「相手に伝わりやすい日本語表現」のことです。日本に住む外国人で、多少なりとも日本語を理解できる人は、実は英語がわかる人よりも多いという調査結果もあります。主語・述語を省略せず、敬語は少なめにして、具体的な言葉を使うと、より「やさしい日本語」になります。

例1 ×「どこのご出身ですか。」

○「あなたはどの国から来ましたか。」

例2 ×「公共交通機関をご利用ください。」

○「バスや電車を使ってください。」

Ⅲ.ヘイトスピーチ解消法への対応

1.ヘイトスピーチとは何でしょう？

具体的には、特定の民族や国籍に属する人々を排斥する差別的言動や煽動、例えば

- (1) 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）

- (2) 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの（「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など）
- (3) 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

(法務省HPより)

『ヘイトスピーチ解消法』(抜粋)

正式名称は『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律』(平成28年5月24日成立、同年6月3日施行)

(前文)

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をそのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

2.ヘイトスピーチをなくすために

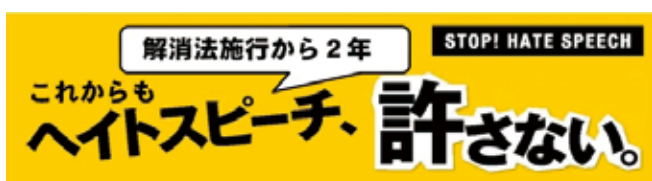
ヘイトスピーチは、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないということを理解し、他人事ではなく自分自身の問題としてとらえることが大切です。

人権が尊重される長野県をつくるのは、違いを認め合う県民のみなさんです。



「違いがいい。」同じ地球に生きる仲間です。一人ひとりの違いが楽しさを生みます。

〔長野美術専門学校生作品〕
人権ポスターデザインプロジェクト



平成30年度人権啓発活動レポート

長野県×長野美術専門学校 人権ポスター制作

平成25年から長野美術専門学校の実践的な授業科目「デザインラインゼミ」と連携し、人権ポスターを制作しています。今年度も約半年間の連携期間を経て、20点のポスターが完成しました。

制作スケジュール

7月

オリエンテーション



人権啓発センターの講師が各テーマの講義をしました。学生も真剣に受講していました。

8月

9月

学生プレゼンテーション(計3回)



担当の学生から制作意図等のプレゼンを受け、デザインやキャッチコピーの表記について講師と議論を交えてより良い作品に仕上げました。

10月

11月

車内広告



完成した作品で、JR東日本・しなの鉄道車両中吊り広告ジャックを実施しました。

12月

ポスターを制作した学生に聞きました！

—この授業を通して、人権についてどのように考えるようになりましたか？

「かわいそう」「気の毒」といった悲観的な感情を持つことが、まず差別であると感じました。一人の人として、理解し合うことが大切だと思いました。

制作する前よりも、人権について、とても身近に感じるようになりました。

—ポスターを制作するにあたり、具体的に行動したことはありますか？

福祉に関するテレビ番組を見たり、福祉に関わる人の話を聞いたりしました。障がいのある方の「今」を知ろうとするきっかけになりました。

—苦労したことはありますか？

言葉遣いに細かい配慮が必要だったことです。自分ではいいと思っていても別の人から見れば不快に思うこともある、と実感しました。この経験を活かして、見る側のことを考えて制作したいと思いました。

完成したポスターは人権啓発センターで貸出しをしています。ぜひご活用ください。

企画展「人と人がつながる～コネクト作品展～」

7月の「人権について考える強調月間」に合わせ、障がい者についての理解を深めるため、「アートスペース西駒郷」(駒ヶ根市)で表現活動をしている方々の作品や制作の様子を展示しました。鮮やかで生き生きとした作品が揃いました。

○期 間：平成30年7月4日(水)～24日(火)

○場 所：県人権啓発センター



平成30年度人権啓発活動レポート

企業人権セミナー

社会的責任のある企業の取組の一助として企画している企業セミナーでは、特定非営利活動法人虹色ダイバーシティの村木真紀代表をお招きし、「LGBTも働きやすい職場、生きやすい社会をつくろう」というテーマで講演いただきました。

性的マイノリティ当事者が抱える困難や、職場でできる支援について具体的な事例を挙げ、わかりやすく解説いただきました。

- 開催日：平成30年7月30日(月)
- 場 所：Mウイング 6階ホール(松本市)



人権フェスティバル2018

平成30年12月4日(火)から10日(月)の人権週間に合わせ、人権について考える契機とするため、人権フェスティバル2018を開催しました。

全国中学生人権作文コンテスト長野県大会の表彰式と受賞者の朗読をはじめミニコンサートもあり、講演会ではラジオパーソナリティーやフリーアナウンサーとして御活躍中の坂橋克明さんから「同じじゃないから面白い！～多様性の魅力あふれる社会に～」と題してお話いただきました。

- 開催日：平成30年12月1日(土)
- 場 所：豊科公民館ホール(安曇野市)



県内プロスポーツチームと連携した啓発活動

信濃グランセローズ、松本山雅FC、AC長野パルセイロ、信州ブレイブウォリアーズの4チームと連携した人権啓発活動の一環として、平成25年度より、各チームの代表1名を人権大使として任命しています。大使の皆さんには、

- ・人権啓発テレビCMモデル出演
- ・ホームゲームでの人権啓発活動や地域の街頭啓発活動など

でご協力いただきました。



長野県人権啓発センター (詳しくはネットで検索)

〒387-0007 千曲市屋代260-6 長野県立歴史館内
TEL 026-274-2306 fax 026-274-2309
毎週月曜定休日(月曜祝日等の場合は火曜日)
その他休館日は県立歴史館に準じています

- ・人権相談受けられます 無料、秘密厳守
相談専用電話 026-274-3232
- ・センター内展示見学無料です
- ・人権学習会へ講師を派遣します
- ・人権啓発DVD、展示パネルをお貸しします